

安全保障理事会 2201 (2015)

2015年2月15日、安全保障理事会第7382回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2014 (2011)、2051 (2012) および 2140 (2014) 並びに 2013年2月15日と 2014年8月29日の安保理議長諸声明を想起し、

イエメンの統一、主権、独立および領土保全に対する安保理の強い公約、並びにイエメン国民の側に立つという安保理の公約を再確認し、

湾岸協力理事会の取組を支援しそしてイエメンにおける政治的移行を支援することにおけるその関与を称賛し、

議会を解散しそしてイエメン政府機関を乗っ取るためにフーシにより取られた一方的行動、そしてそのことが状況を深刻に段階的に拡大させたことを憂慮し、フーシとその支持者により犯された暴力行為、そしてそのことがイエメンにおける政治的移行過程を損ね、イエメンの安全、安定、主権および統一を脅かしてきたことに憂慮を表明し、

湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズムにおいて当事者により合意された政治的移行過程、包括的国民対話会議の成果、並びに和平および国民協力協定が、損なわれてきたことを強調し、

フーシが、アブド・ラッボ・マンスール・ハーディ大統領、ハーリッド・バハーハ首相および内閣の構成員を含む、イエメン政府官僚を、自宅監禁のもとで、拘束していることに深刻な懸念を表明し、

フーシ軍、アンスール・アリ・シャリア、および政府軍による子ども兵士の使用についての報告に深刻な懸念を表明し、

全ての当事者が、攻撃、傷害、逮捕または報復の恐れなしに、平和的に会合することを全てのイエメン人に許すことの重要性を強調し、

多くのイエメン人を人道援助の深刻な必要性の中においている、イエメン人が立ち向かっている恐るべき経済的な、安全上のそして社会的な課題に留意し、

イエメンにおける人道的および安全上の状況の更なる悪化を避けるため、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム並びに新憲法の起草、選挙改革、憲法草案と時宜を得た総選挙に関する国民投票の実施を含む、包括的国民対話会議の成果の実施へ戻る必要性を強調し、

十分な説明責任を確保するため、包括的国民対話会議の成果、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズムに一致して、申し立てられた人権違反と侵害に対する国際基準に従った包括的な、独立したそして公正な調査の必要性をくり返し表明し、

イエメンにおける状況に対する解決は、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム、包括的国民対話会議の成果並びに和平および国民協力協定に定められた、平和的変革並びに意味ある政治的、経済的および社会的改革に対するイエメン国民の合法的な要求や憧れに合致する平和的な、包摂的な、秩序だったそしてイエメン人主導の政治的移行過程を通してであることを強調し、そしてこれに関連してイエメン担当事務総長特別顧問、ジャマル・ベノマール氏の努力に対する安保理の完全な支持および公約を再確認し、

アラビア半島のアル・カーイダにより実行されたかまたは支援された攻撃の数が増えていることを非難し、そして国際連合憲章および適用可能な人権、難民および人道法を含む国際法に従って、そしてこれに関連して、諸決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従った委員会により管理されているアル・カーイダ制裁体制を通して、この脅威に対処する安保理の決意を表明した、上述の体制のもとで、アル・カーイダおよび関連集団とのあらゆる結び付きを断ちきっていない個人、集団、企業および団体をさらに制裁する安保理の用意があることをくり返し表明し、

イエメンにおける政治的および安全上の状況の悪化から利益を得るアラビア半島のアル・カーイダの能力に懸念を表明し、テロリズムのどんな行為も、その動機、何時、何処でまた誰により犯されたも

のかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことに留意し、

イエメンにおける事態が、国際の平和および安全に対する脅威を構成するという決議 2140 (2014) における安保理の決定を想起し、

1. 議会を解散しそしてイエメン政府機関を乗っ取るためにフーシにより取られた、暴力行為を含む、行動を強く憂慮する。

2. 対話と協議を通して自らの相違を解決することを遵守し、政治的目標を達成するための暴力行為を拒絶し、そして政治的移行を損なう挑発的行為およびあらゆる一方的行動を自制するというイエメンにおける全ての当事者に対する安保理の呼びかけをくり返し表明する。

3. 国家の情報発信源のフーシによる支配について深刻な懸念を表明しそして暴力を扇動するためのメディアの使用を拒絶する。

4. 全ての当事者、とりわけフーシに対し、イエメン人主導の民主的移行を規定している、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム、包括的国民対話会議の成果並びに和平および国民協力協定並びにその安全保障添付資料を守ることを強く求める。

5. 全ての当事者、とりわけフーシに対し、包摂的な国際連合が仲介した交渉を加速すること、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム、包括的国民対話会議の成果並びに和平および国民協力協定並びにその安全保障添付資料に従って総意による解決に到達するため政治的移行を継続すること、そしてそれを実施することを促す。

6. 全ての当事者に対し、憲法上の協議過程を完了するための日付について合意し公に発表すること、憲法に関する国民投票を行うこと、そして新憲法に従った新選挙法のもとで選挙を実施することを促す。

7. フーシが直ちに且つ無条件に以下のことを行うことを要求する。

(a) 国際連合が仲介した交渉に誠実に関与する。

(b) 首都サヌアにあるものを含む、政府機関からその軍を撤退させ、そして首都および他の県における治安状況を正常化し、また政府および治安機関を手放す。

(c) 自宅軟禁または恣意的勾留のもとにあるハーディ大統領、バハーハ首相、内閣の構成員および全ての個人を安全に解放する。

(d) イエメンの政治的移行および安全を損ない得るさらなる一方的行動を自制する。

8. 和平および国民協力協定並びにその安全保障添付資料に従って、イエメンにおける全ての当事者が、イエメン国民および合法的な当局に対するあらゆる武力による敵対行為を止めそしてイエメンの軍や治安機関から押収した武器を放棄することを要求する。

9. 全ての加盟国に対し、紛争と不安定を助長しようと努める外的な干渉を自制しそしてその代わりに政治的移行を支援することを求める。

10. 全ての当事者に対し、外交社会およびその施設の安全を確保する公約を守ことを求める。

11. 事務総長に対し、彼の周旋役割を継続することを要請し、彼の特別顧問、ジャマル・ベノマールの活動に感謝の念をもって留意し、移行が成功する一因となるために、湾岸協力理事会、サヌアの大使グループ、および他の関係者を含む、国際的な協力機関との国際連合の緊密な調整の重要性を強調する。

12. 事務総長に対し、移行を支援する国際社会からの援助の調整を続けること、および憲法草案を完成させ採択し選挙改革を遂行し、総選挙を行い、そして武装解除、動員解除および再統合並びに治安部門改革のための制度を創設するための国際連合援助に関するものを含む、特別顧問に彼の任務を遂行することを可能にさせるために特別顧問事務所を強化するための選択肢を提案すること更に要請する。

13. 事務総長に対し、本決議の実施について報告すること、および本決議の採択の日から 15 日以内にそしてその後は 60 日毎に、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム、包括的国民対話会議の成果並びに和平および国民協力協定並びにその安全保障添付資料の実施に関するものを含む、イエメンにおける発展について報告し続けることを要請する。

14. 本決議、とりわけ上記第5、6、7および8項のイエメンの当事者による不遵守の場合には更なる措置を講じる安保理の用意があることを宣言する。

15. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。